

社会的養護の新展開 6

— 「ビジョン」社会的養護・養育の行方 1 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

2016（平成 28）年、児童福祉法は、その一部が改正され、第一条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とし、子どもの権利条約に基づいた人権の保障を明確にした。また、実親による養育が困難な場合は、それに代わる家庭養育、つまり「里親」を中心とした養育のなかで永続的にケアを行うことを規定した。同年、この児童福祉法改正後に出された、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」報告書＝「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育優先の原則を最大限のスピードをもって、かつ着実に推進するとしており、以下の通り数値目標が示された。

「新しい養育ビジョン」が示す数値目標

<工程で示された目標年限の例>

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォostリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

（厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」2019年4月 p15）

「新しい養育ビジョン」では、とりわけ、就学前の子どもは、原則として新規での施設入所措置を停止し里親による養育にシフトさせていく方針である。そして、家庭養育を推進するため、里親の登録および委託先を増やしていこうというものである。厚生労働省では、これまで「社会的養護」としてきたものを、このビジョンでは「社会的養育」としていることについて、説明が

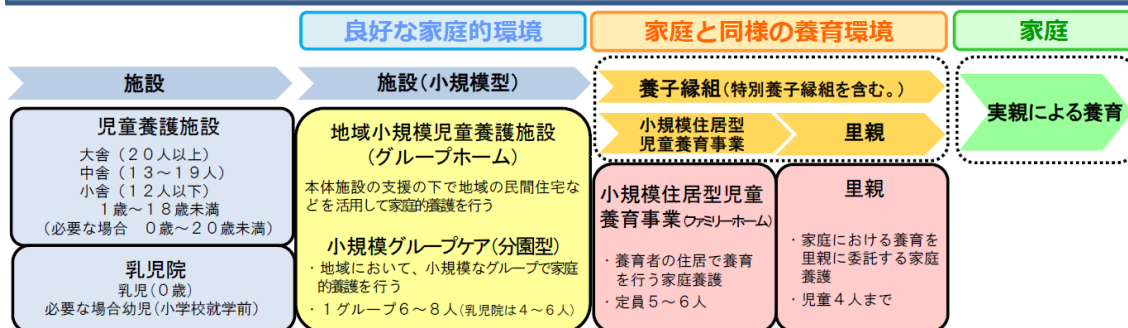
ない。こういった、厚生労働省の不十分な概念整理なき状況下における数値目標が、そのまま実施、具体化されると、最悪の事態を生み出す可能性がある」と浅井春夫（2018）は指摘している。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。 ○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。 ○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。
----	--

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として**家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。**
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、**保護者を支援。**
 - ②家庭における養育が**適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。**
 - ③②の措置が**適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。**
- ※ **特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。**



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{平成30年3月末} \quad 19.7\%$$

（厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」2019年4月 p12.）

さて、児童福祉法第3条の2では、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」としている。

施設における「できるだけ良好な家庭的環境」とは、具体的にどのような環境のことを意味しているのだろうか。「新しい養育ビジョン」では、具体的なことが示されていない。

そういったなかで、各都道府県では、社会的養育推進計画の策定が指示されている。里親登録数、委託率をどうあげていくか、家庭養育推進の原則を具現化するため、どのような計画をたてるかを迫られているのである。しかし、そのまえに十分なアセスメントが必要である。

参考文献 浅井春夫他編著『〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて』明石書店、2018
厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」2019年4月